

令和7年第8回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和7年8月27日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第2会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曽根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	2番 岩本 直美 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 青山 侑嗣 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について
	議案第 4 号	農業振興地域整備計画の変更について
	議案第 5 号	日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について
	議案第 6 号	農業経営改善計画認定申請書について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	その他	生産緑地のあっせん願いについて

開会	(15:00)	
事務局長		定刻になりましたので、只今より令和7年第8回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
議長		▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は4番、5番の両名ですでお願いいたします。
議長		本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
事務局		本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。
議長		それでは議案に入ります。
事務局		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 番号6番の申請者による農地の取得についてご説明いたします。 申請地の場所につきましては、議案書2ページと3ページをご覧ください。 申請地は、JAあいち尾東中部ライスセンターの南に約70メートルの位置に所在する1筆と、日進スポーツセンターの南西に約200メートルに所在する1筆の計2筆で、両筆とも登記地目は田、現況地目は雑種地であり、合計面積は3,705m ² です。
		申請者は蟹甲町にお住まいの72歳の方です。 当該農地の所有者は高齢であり、農地の耕作および管理が困難となつたため売却を検討していたところ、申請者から取得の希望があり、今回の申請に至つたものです。
		申請者は現在、年間200日程度農作業に従事しており、農作業歴は50年です。
		年齢は72歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲もあり、現在耕作している農地についても適正に管理されておりますので、特段問題はないものと考えられます。
		また、世帯員の農業従事状況としては、夫が年間約100日、息子が約200日、息子の妻が約200日、申請者とど

もに農業に従事しております。

農業用機械につきましては、トラクター1台、耕耘機1台、田植え機1台、軽トラック1台を所有しております。

申請地では主に水稻の栽培を予定しております。

農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。

番号7番の申請者による農地の取得についてご説明いたします。

申請地の場所につきましては、議案書4ページをご覧ください。

申請地は、日進消防署浅田出張所の北東に約100メートルの位置に所在する計7筆で、7筆とも、登記地目は田、現況地目は田、面積は7筆合計で2,774.81m²です。

申請者は、浅田町西前田にお住まいの75歳の認定農業者です。

当該農地の所有者は、農地の耕作および管理が困難となつたため売却を検討していたところ、申請者から取得の希望があり、今回の申請に至ったものです。

申請者は、日進市および豊田市においてぶどうの栽培を行っており、営農地の拡大を目的として今回申請が出されたものです。

現在、年間300日程度農作業に従事しており、農作業歴は54年で、所有する日進市と豊田市の農地は適正に管理されております。

年齢は75歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲もあり、現在耕作している農地についても適正に管理されておりますので、特段問題はないものと考えられます。

また、世帯員の農業従事状況としては、息子が約300日、息子の妻が約300日申請者とともに農業に従事しております。

農業用機械は、トラクター2台、薬剤散布機2台、粉碎機1台を所有しています。

申請地では、農地改良後にぶどうの栽培を予定しております。

農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項

		目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	議長	番号6番の対象地は雑木が何本か立っているが、どのように耕作を始める予定か。
	委員	具体的な月日は確認していないが、今年度中に伐根する予定と聞いております。
	事務局	本人に直接確認したが、業者に委託して伐根をすることだった。
	委員	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
	議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。
	議長	続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
	事務局	それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 10番の資材置き場として利用するものについてご説明いたします。 申請地の場所につきましては、議案書6ページをご覧ください。 申請地は藤島五反田多目的広場の北側に隣接する1筆で、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は231m ² です。 申請法人は、現在、名古屋市名東区に本店を置き、日進市梅森台四丁目に営業所を構え、日進市を中心に愛知郡東郷町など近隣市町にて造園工事や外構工事を施工しております。 申請法人は、現在、資材置場を確保しておらず大型資材を

		<p>現場に残し、小型資材は工事車両に積載して営業所に持ち帰っており、作業効率や安全面で支障が生じております。</p> <p>そのため、作業効率の向上および安全性の確保を図るため、事業所からのアクセスが良好な申請地をやむを得ず選定したものです。</p> <p>排水計画につきましては、表面は砂利敷きとし、表面水は自然浸透させることにより、周囲の農地に対する影響のない計画と考えとなっております。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、举手をお願いします。</p> <p>(全員举手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」を議題いたしますが、本件は議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」に伴うものであるため、両議案を併せて説明し、採決を取ります。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」ご説明します。</p> <p>今回の計画変更は、議案第4号の農業振興地域整備計画の変更に伴うものとなりますので議案第3号と議案第4号につきましては併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページの上段、2つ目の「※印」に記載しておりますように、農業振興地域の整備に関する法律第13条</p>
	議長	
	議長	
	事務局	

第2項第2号において、「当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」とされています。

そのため、農振計画の変更の申し出がされた際には、事前に「地域計画区域からの除外を目的とした変更」が必要となります。

そのことから、7ページ上段の1つ目「※印」に記載しておりますように、地域計画の変更に関して農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、農業委員会への意見聴取を行うものです。

今回の対象地はいずれも中部および北部のそれぞれの地域計画の対象地になっておりますが、色塗りはされておりません。そのため計画の達成には支障がないと判断し、地域計画の対象地から除外する計画の変更を実施するものです。

計画の本文については変更がありませんので、議案書への添付は割愛させていただきました。

以上が「第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」の説明です。

引き続き、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

3番の自己用住宅を建築するものについて説明します。

申出地の場所につきましては、議案書8ページをご覧ください。

申出地は日進中学校の西に約100メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに畠で、農地面積は515m²、対象地はその内428.07m²です。

土地改良事業の実施状況ですが、昭和51年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第4工区」に該当します。

申出者は現在、市内の集合住宅で夫と2人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申出地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。

申出者には申出地以外に自己所有地が無く、やむを得ず申出地を選定したものです。

	<p>申出地は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。</p> <p>排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申出地東側の道路側溝へ放流をする計画となっております。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われます。</p> <p>次に、4番の駐車場として利用するものについて説明します。</p> <p>申出地の場所につきましては、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>申出地は南部保育園の西に約350メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は田、現況地目は公衆用道路で、面積は87m²です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和44年度に事業完了した「団体ほ場整備事業折戸地区」に該当します。</p> <p>申出者は現在、申出地の道路を挟んで南西に位置する歯科医院を経営しております。</p> <p>現在、歯科医院敷地内に十分な駐車スペースが確保出来ておらず、来院者用駐車場に従業員が駐車をしている現状があります。また、混雑する時間帯では来院者が詰め込み駐車をしており安全面で支障をきたしております。</p> <p>そこで、土地所有者である日進市に払い下げを相談したところ、農振除外及び農地転用許可見込みを条件に払い下げの見込みありとの回答を得られたことから、歯科医院から近く、防犯面に優れ効率よく活用ができる申出地をやむをえず選定したものになります。</p> <p>場所は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p>
--	--

	<p>周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。</p> <p>排水については、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、要件を満たしていると思われます。なお、申出地につきましては、所有者が日進市かつ現況地目が公衆用道路であることから、もとより地域計画地には入っておりません。</p> <p>次に、5番の駐車場として利用するものについて説明します。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>申請地は岩藤公民館の南西に約300メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに田で、農地面積は1,517m²です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和53年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第8工区」に該当します。</p> <p>申出者の法人は昭和48年に設立し、貨物自動車運送業を行っており、本市では申出地の南東に約480メートルの位置にある藤島町長塚の営業所にて営業をしております。</p> <p>申出者である法人は、物流センター隣接地における倉庫建築に伴い、申出地の東側に位置する隣接地について、平成30年11月に農業振興地域整備計画からの除外を行い、令和元年9月には農地法の許可を受けて、トラックおよび従業員用の駐車場として利用しておりました。</p> <p>その後、物流センターの事業は拡大していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により倉庫建築の計画が中止となり、従業員の出勤も大幅に減少しました。このため、当該隣接地の従業員用駐車場としての利用は少なくなり、同地は増車分を含む営業用トラックの駐車場として利用されていました。</p> <p>感染症の影響が徐々に収まり、従業員の出勤が回復する中で、物流センターの事業拡大に伴い従業員数も当初より増加したため、倉庫建築予定地を新たに従業員用駐車場と</p>
--	--

	<p>して利用するようになりました。</p> <p>現在、事業拡大により従業員数が増加し、従業員用駐車場が満車となっている状況にあります。</p> <p>また、隣接地についても、引き続き営業用トラックの駐車場として利用している状況です。</p> <p>そのような状況で、さらに令和8年1月から新規事業の開始が予定されており、それに伴い従業員を約50名増員する計画となっているため、新たな従業員用駐車場が必要となり、申出地において除外申出がされたものです。</p> <p>場所は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。</p> <p>排水については、西側に新設する側溝にて集水し、申出地北側の道路側溝へ放流をする計画となっております。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われます。</p>
議長	<p>議案第3号と第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
委員	<p>番号5番の案件だが、申出地は従業員用駐車場としての利用のみか。</p>
事務局	<p>従業員用駐車場としての利用計画です。</p>
委員	<p>物流センターまでは徒歩で通勤するのか。</p>
事務局	<p>徒歩で通勤をする予定です。</p>
委員	<p>申出地の高低差はどれくらいか。</p>
事務局	<p>1メートル50センチ程度です。</p>
委員	<p>埋め立てに関して規制はあるのか。</p>
事務局	<p>日進市の手続き条例と盛土規制法の対象となります。</p>
委員	<p>番号3番の案件について残りの農地はどのようにする予定か。</p>
事務局	<p>申出者が耕作をする予定です。</p>
議長	<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>

		<p>まず、議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議長 全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議長 全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第5号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第5号 日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について、説明させていただきます。</p> <p>今回は、3件の利用権設定があります。</p> <p>説明については、時間の都合上、市内で初めて利用権を設定する新規就農者の方と新規設定農地の案件のみとさせていただきます。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>整理番号2番、借受人は、名古屋市中区に居住する80歳の男性です。</p> <p>借受人は、市内のNPO法人において約3年間営農に従事した後、現在まで市民団体のメンバーとともに、20年以上にわたり営農活動を行っており、今回が、市内で初めての利用権設定となります。</p> <p>年間従事日数は100日、農業従事者の状況は、農業専従者が3名、農機具所有状況は表の右端をご参照ください。</p> <p>場所は13ページの地図をご覧ください。</p> <p>新たに借り受ける農地では、野菜の栽培を計画しており、賃料は2筆合計で年間10,000円、貸借期間は10年間です。</p> <p>続きまして、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>整理番号3番、借受人は、米野木町南山に在住する68歳</p>
--	--	---

		<p>の男性です。</p> <p>借受人は現在、市内で約1,300m²の農地を貸借しております。</p> <p>年間従事日数は150日、農機具所有状況は表の右端をご参照ください。</p> <p>場所は15ページの地図をご覧ください。</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は10年の使用貸借権の設定です。</p> <p>農業経験や農機具の所有状況につきまして、提出書類および事務局による聞き取りの結果、いずれの方も利用権設定を行う者として適正であると見込まれます。</p> <p>議案第5号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）」について、説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>議案第5号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>なお、推進委員につきましては、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>推進委員の皆様には、第5号議案について意見等がありましたら発言をお願いします。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第5号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について」賛成の方は、举手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで、議案第5号については、原案のとおり可決とします。</p>
	議長	<p>続きまして、議案第6号「農業経営改善計画認定申請書について」を議題とします。なお、議案第6号については委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条で、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、該当の委員には、事務局説明が終わった後、退席を求めますのでお願ひいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

	事務局	<p>議案第6号の案件についてご説明いたします。</p> <p>まず、本件に関わる「農業経営改善計画書」の手続きについてご説明いたします。</p> <p>農業経営改善計画の認定は、「農業経営基盤強化促進法」第12条第1項において、市町村の区域内で農業経営を営む者、または営もうとする者が、農林水産省令で定めるところにより農業経営改善計画を作成し、市町村に提出して、その計画について適当である旨の認定を受けることができる定められています。この認定を受けることにより、「認定農業者」として公的に位置付けられることとなります。</p> <p>また、この認定にあたっては、同法第12条第5項において「同意市町村は、第一項の認定申請があった場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、これを認定するものとする」と規定されています。具体的な要件は次のとおりです。</p> <p>「基本構想に照らして適切であること」「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること」「その他農林水産省令で定める基準に適合すること」本件の申請者は、現在すでに認定農業者であり、前回の認定から約5年が経過したことに伴い、再認定を受けるために今回の申請に至ったものです。</p> <p>続いて、申請された計画の概要についてご説明いたします。</p> <p>申請者は、酪農を中心とした「複合経営」を行っており、肉用牛の飼養、体験農業（サツマイモ・ブルーベリー・花畠等）、乳製品の加工販売にも取り組んでいます。今後の目標としては、全体の年間所得を現状より向上させるとともに、特に主たる従事者一人当たりの所得を現状から15%増加させることを目指し、併せて労働時間の短縮にも取り組む計画です。</p> <p>サツマイモ畠および花畠については現在の規模を維持しつつ、ブルーベリー園の作付面積を拡大することで、体験農業や販売事業の拡充を図ります。</p> <p>酪農においては、既に導入されている搾乳ロボットを活用し、効率的な搾乳を行うことにより、飼養頭数を適正化しつつ、生乳生産量を維持する計画です。また、和牛子牛につ</p>
--	-----	---

		<p>いては年間 10 頭の生産を目指し、畜産部門の経営力強化を図るものであります。</p> <p>和牛子牛の販売により収益力を向上させるとともに、乳製品については、現在好調であるカップアイスの販路拡大により、販売額を 11,628 万円から 14,000 万円に増加させることを計画しています。</p> <p>所有する 15ha の農地を維持し、搾乳舎や堆肥舎等の既存施設を有効活用しながら、堆肥舎については増築を予定しています。</p> <p>生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、乳量および品質の向上を図りつつ、和牛生産やアイスクリームの販売を強化することで、酪農経営の安定化と効率化を目指す計画となっています。</p> <p>経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、自社ブランドの魅力向上に取り組み、来場者数の増加や商品販売拡大に向けたプロモーションを行う計画です。</p> <p>農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、従業員が安心して働く職場環境を整備し、従業員の意欲向上につなげる取り組みが盛り込まれています。</p> <p>その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、これまで活用してこなかった補助金や制度資金を積極的に活用し、経営基盤のさらなる強化を目指す内容となっています。</p> <p>当該申請計画は、前回認定時の計画を基にしつつ、時代や経営環境に即した改善点が反映されており、日進市の農業振興基本構想に適合するものであると認められます。また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点からも適切な計画であると考えております。</p> <p>本申請につきましては、農業委員会のご意見をいたいた上で、認定農業者として再認定することに支障はないものと考えております。</p> <p>それでは、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第 6 号について、説明が終わりました。該当委員には一時退席をお願いします。</p> <p>(該当委員：一時退室)</p> <p>議案第 6 号についてご意見・ご質問等はございますか。</p>
議長		
議長		

		<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第6号「農業経営改善計画認定申請書について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第6号については、原案のとおり可決とします</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p> <p>(該当委員 入室)</p> <p>委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告。)</p> <ul style="list-style-type: none">・農地法第3条の3第1項の規定による届出 3件・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3件・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 17件 <p>専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p> <p>続きまして、その他について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。)</p> <ul style="list-style-type: none">・生産緑地のあっせん願いについて <p>その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。</p> <p>続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願ひします。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none">・来月の農業委員会 <p>9月29日(月) 午後3時 本庁舎4階第1会議室</p> <ul style="list-style-type: none">・令和7年度農業委員・推進委員等研修会について <p>それでは、これをもちまして、令和7年第8回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました</p>
	議長	
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	

	(15 : 56)	した。
--	-----------	-----